

質問回答書

委託業務番号： 庁管委 8－5
 委託業務名： 神奈川県庁本庁舎リニューアル工事設計業務委託
 業務場所： 横浜市中区日本大通 1 他

令和 8 年 6 月 30 日
 神奈川県知事 黒岩 祐治

No.	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
1	公募型プロポーザル方式の手続き開始に係る公告兼参加説明書	4		「企業の要件」の「業務実績 (2)」の「近現代の歴史的建造物の改修に係る元請としての実績」で求められている文化財の種別は、設計時点では未指定・未登録であっても、改修工事後に指定・登録されていれば、実績に含まれると考えて宜しいでしょうか。	企業要件の「近現代の歴史的建造物の改修に係る元請としての実施設計業務受注実績」は、設計時点で未指定・未登録の場合は実績に含まれません。
2	公募型プロポーザル方式の手続き開始に係る公告兼参加説明書および技術資料様式5	5		管理技術者の実績について、「公告兼参加説明書」の得点配分には「1件あたり」の記載がありますが、様式5の記載欄は1行のみとなっています。複数件の記載は可能でしょうか。その場合、何件まで記載可能でしょうか。	管理技術者の「歴史的建造物の改修に係る元請としての実績」について、複数件の記載は可能です。複数記載する場合は実績の記入欄を追加して、3件まで記載できるものとします。（様式5を添付のとおり差し替えます。）
3	公募型プロポーザル方式の手続き開始に係る公告兼参加説明書	5		「配置技術者の要件」の「管理技術者 (2)」に記載されている「近現代の重要文化財・登録有形文化財」には都道府県・市町村指定重要文化財も含まれると考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
4	公募型プロポーザル方式の手続き開始に係る公告兼参加説明書	4		「企業の要件」の「業務実績 (1)」に「①及び②の要件を満たす場合：3点、上記以外の場合：0点」の記載があり、この項目の配点は3点となっています。様式4-①の記入欄では3件記入できるようになっていますが、この場合、3点に相当する実績を1件記載すれば、「業務実績 (1)」の点数は3点（満点）になる、という理解で宜しいでしょうか。また、これ以外の実績欄についても、点数計算は同様と考え方で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
5	技術資料 様式5			担当技術者（意匠、電気、機械）は記入欄が2個ありますが、点数は2人分の合計で満点が2点という理解で宜しいでしょうか。	配置予定技術者の要件の担当技術者について、点数は評価基準を満たす者を複数人配置する場合は合計点数となりますが、配点に記載の点数が上限になります。
6	技術資料 様式5			「意匠担当技術者としての経験」欄右側にある日付は、どのように記載すればよろしいでしょうか。当該職種に就いた日（例えば入社日）を記載するなどでしょうか。	「意匠担当技術者としての経験」右端の欄は、当該職種に就いた日を記載してください。

No.	資料名称	頁	該当箇所			質問内容	回答
7	本庁舎リニューアル工事設計業務委託における設計と条件	1	2	(2)		新庁舎仮執務室等改修工事（実施設計）とあり執務室700㎡のみの改修設計と考えてよろしいでしょうか 「等」には、何が含まれますか。ご教示ください。	新庁舎仮執務室等改修工事（実施設計）は約700㎡の改修設計を想定しており、「等」には執務室以外の応接室、パントリー、ロビー、会議室を含みます。
8	・本庁舎リニューアル工事設計業務委託における設計と条件 ・様式5	6				配置予定技術者欄担当技術者に人数の指定はありませんが、様式5では、2名記載ができるようになっています。登録は、1名で要件を満たせばそれぞれ満点と考えてよろしいでしょうか。	1名で要件を満たせば満点となります。
9	・本庁舎リニューアル工事設計業務委託における設計と条件 ・別紙2	4		(2)		「…基本又は実施設計…」とありますが、別紙2.2. (1)には「…実施設計業務…」とあります。「…基本又は実施設計…」と考えますがよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 別紙2の2-(1)の「・・・実施設計業務受注実績」は「・・・基本又は実施設計業務受注実績」と読み替えてください。 (別紙2を添付のとおり差し替えます。)
10	公募型プロポーザル方式の 手続き開始に係る公告 兼参加説明書 ／ 設計業務委託特記仕様書	11 / 6-7	2 / (3)	/	/	委託業務の概要 2 業務内容 <新庁舎（仮移転先）> (3) 実施設計の記載はありますが、基本設計の記載がありません。設計業務委託特記仕様書 P.6-7 (3) 成果物及び提出部数等 ア (ア) 基本設計 において、仮移転先（新庁舎5階）基本設計図、仮移転先に係る工事費概算書 の記載があります。 公募型プロポーザル方式の手続き開始に係る公告兼参加説明書を正とし、<新庁舎（仮移転先）>の基本設計は業務に含まれていないものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 <新庁舎（仮移転先）>における基本設計は業務に含まれません。
11	公募型プロポーザル方式の 手続き開始に係る公告 兼参加説明書	14	-	-	-	現地調査の実施について、調査時に確認事項等が生じた場合、必要に応じて追加質疑を行うことは可能でしょうか。	追加質疑を行うことはできません。
12	公募型プロポーザル方式の 手続き開始に係る公告 兼参加説明書	15	-	-	-	再度見積金額が予定価格の制限の範囲内でない場合、原則として特定された企業との見積合わせが継続するものと考えてよろしいでしょうか。	「公募型プロポーザル方式の手続き開始に係る公告兼参加説明書」9 (3) 及び11 (12) のとおり、見積徴回数度は再度見積徴取を含めて2回までとし、再度見積金額が予定価格の制限の範囲内でない場合には、次点となった者を特定者として見積書の提出を求めることができますものとしています。

No.	資料名称	頁	該当箇所			質問内容	回答
13	別紙1 4 技術提案書の提出者の選定基準/管理技術者(2) ／ 別紙2 「技術資料の内容を確認する資料の提出について」 ／ 様式5 配置予定者の要件	5 / 1 / 5	4 / 3 / -	- / 様式5 / -	-	別紙1では、管理技術者個人の「歴史的建造物の改修に係る元請としての実績」が評価対象となっており、様式5に案件名等を記載するよう指示されています。しかし、別紙2には、「管理技術者個人がその実績案件に従事していたことを証明する書類の提出指示がありません。（企業実績の方には契約書等の提出指示があります） 管理技術者個人の実績を証明する書類は不要でよろしいでしょうか、もし必要な場合は、企業実績と同様に契約書の写しと士法第24条の4第1項又は23条の6に規定する書類の写しを提出すればよろしいでしょうか。	企業実績と同様に契約書の写しと建築士法第24条の4第1項の規定に基づく帳簿の写し、又は23条の6に規定する設計書等の業務に関する報告書の写しを提出してください。またこれらの書類でも内容の確認が難しい場合は、内容を確認できる書類（仕様書、確認済証、確認申請書（計画通知）など）の写しでも可とします。（別紙2を添付のとおり差し替えます。）
14	別紙1 4 技術提案書の提出者の選定基準 ／ 様式5 配置予定者の要件	6 / 5	4 / -	- / -	-	「担当技術者（意匠）」は、「公告日において、意匠担当技術者としての経験があり、かつ、一級建築士の登録後①5年以上経過した者」と評価項目に記載があります。 様式5の「意匠担当技術者としての経験」が「有」に○印の場合、「登録年月日」の記載の仕方が不明です。 「○年○月～○年○月」と業務経験の期間で記載すればよろしいでしょうか。	「意匠担当技術者としての経験」右端の欄は、当該職種に就いた日を記載してください。
15	別紙1 6 技術提案書の提出について ／ 別紙4 技術提案書作成要項	7 / 3	6 / イ	- / イ	-	【技術提案書】については「10部」提出と明記されていますが、【参加表明書】および【技術資料】については「PDFデータを収録したDVD-R（1部）も併せて提出」という記載はあるものの、紙媒体の提出部数が記載されていません。 参加表明書および技術資料一式（紙媒体）は、それぞれ1部提出でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
16	別紙2 技術資料の内容を確認する資料の提出について	1	2	(2)	②	当該実績を確認できる図面等の書類があれば、建築士法第24条の4第1項の帳簿の写し又は23条の6に規定する設計書等の業務に関する報告書の写しは不要と考えてよろしいでしょうか。	建築士法第24条の4第1項の規定に基づく帳簿の写し、又は23条の6に規定する設計書等の業務に関する報告書の写しは必要です。なおこのほか内容の確認できる書類として図面等の書類を追加で提出することはできます。
17	(別紙4) 技術提案書作成要項	3	6	(1)	イ	※様式毎1～3枚を目安に5枚を上限とし、合計10枚までとします。の記載がありますが、様式6技術提案書表紙を含め、様式6～7-4で合計10枚までと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	資料名称	頁	該当箇所			質問内容	回答
18	(別紙3) 本庁舎リ ニューアル工事設計業務 委託における設計と条件	1	2	-	-	業務概要「建築基準法関連規定に係る協議や手続き」について、具体的な事項と対象範囲の想定をご教示ください。	新庁舎仮執務室等改修工事における建築基準法関連規定に係る協議や手続き及び、本庁舎リニューアル工事における消防法に掛かる協議や手続きを想定しています。
19	(別紙3) 本庁舎リ ニューアル工事設計業務 委託における設計と条件	1	2	-	-	業務概要「建築基準法関連規定に係る協議や手続き」について、文化財保護法関連規定にかかわる協議や手続きは、本業務に含まれるか、ご教示ください。	文化財保護法関連規定にかかわる協議や手続きは本業務に含まれます。
20	(別紙3) 本庁舎リ ニューアル工事設計業務 委託における設計と条件	2	4	(1)	ウ	「基礎調査報告書（建築、電気、機械）」について、受注後、近年の改修内容を反映した最新版のCADデータも貸与いただけますでしょうか。	最新のCADデータを貸与します。
21	(別紙3) 本庁舎リ ニューアル工事設計業務 委託における設計と条件	4	4	(2)	ア	新庁舎について、受注後、近年の改修内容を反映した最新版のCADデータも貸与いただけますでしょうか。	最新のCADデータを貸与します。
22	(別紙3) 本庁舎リ ニューアル工事設計業務 委託における設計と条件	2	4	(1)	ウ	設計中に新たに調査が必要となった場合の費用負担および業務範囲の扱いについてご教示ください。	契約後別途協議とします。
23	(別紙3) 本庁舎リ ニューアル工事設計業務 委託における設計と条件	4	5	(1)	エ	庁舎機能を維持しながら、フロアごとに工事を行うことを想定されていますが、想定している工事条件をご教示ください。 ・作業時間制限（夜間・休日） ・騒音・振動制約 ・機能停止ができない特殊設備の有無	現在、2～3フロア毎を想定していますが、今後変更する可能性があります。 庁舎運営に支障のある大きな騒音振動等を伴う作業は夜間または閉庁日の工事を想定しています。 特殊な設備はありませんが、工事エリア以外は、電気・衛生・空調等すべての設備が支障なく利用できることを施工条件としています。 なお、諸条件の整理、工程の作成は本業務に含まれます。
24	(別紙3) 本庁舎リ ニューアル工事設計業務 委託における設計と条件	4	5	(1)	コ	別途業務委託（a）～（c）との役割分担、成果物の引継ぎ方法をご教示ください。	契約後別途協議とします。それぞれの業務内容については「資料1（別添1）」、「資料1（別添2）」を参照してください。
25	公募型プロポーザル方式 の手続き開始に係る公告 兼参加説明書	4	中段			「業務実績（1）」延床面積が10,000㎡以上と記載されていますが、12ページ目の業務別発注概要書の参加資格業務実績の欄では、延床面積の要件が5,000㎡以上となっています。これは、床面積が5,000㎡以上の実績があればプロポーザルには参加できるが、10,000㎡以上の実績でなければ評価はされないということでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	資料名称	頁	該当箇所		質問内容	回答
26	公募型プロポーザル方式の 手続き開始に係る公告 兼参加説明書	5	上段		「官公庁が行う表彰等の受賞実績」について、「平成28年4月1日から」と記載がありますが、技術資料・様式4-②（3）欄外記載要項①には「平成23年4月1日から」とあります。 他の実績についても「平成23年4月1日」からと記載されていますので、当該部分についても同様に「平成23年4月1日から」と読み替えてよろしいでしょうか。	様式4-②（3）欄外記載要領①の「平成23年4月1日から・・・」は「平成28年4月1日から・・・」と読み替えてください。（様式4-②を添付のとおり差し替えます。）
27	公募型プロポーザル方式の 手続き開始に係る公告 兼参加説明書	5	上段		「官公庁が行う表彰等の受賞実績」のうち、「建築コンクールの入賞等の実績」について、公共建築賞や日本建築学会賞なども対象となると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
28	公募型プロポーザル方式の 手続き開始に係る公告 兼参加説明書	5	中段、 下段		「管理技術者（1）」「管理技術者（2）」について、（1）を満たす者と（2）を満たす者の2名を配置することは可能でしょうか。	（1）を満たす者と（2）を満たす者の2名を配置することは可能ですが、2名の合計点は当該項目の配点を超えることはできません。
29	公募型プロポーザル方式の 手続き開始に係る公告 兼参加説明書	5	下段		「管理技術者（2）」の※注記について、近代の時期は「太平洋戦争前（1941年11月）まで」と記載されています。それまでに実績となる建造物の供用が開始されていればよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
30	公募型プロポーザル方式の 手続き開始に係る公告 兼参加説明書	13	下段		「参加表明書等の提出方法」について、持参または郵送する参加表明書及び技術資料一式は1部でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
31	公募型プロポーザル方式の 手続き開始に係る公告 兼参加説明書	13	下段		「参加表明書等の提出方法」について、参加表明書及び技術資料一式の提出の際の綴じ方についてご教示ください。	参加表明書及び技術資料一式の提出の際の綴じ方について、指定はありません。
32	別紙2 技術資料の内容を 確認する資料の提出に ついて	2	(1)		「（1）業務実績及び・・・」とありますが、行頭の（1）は箇条書きの附番ではなく、様式4-①に記載する「（1）業務実績」（＝庁舎又は事務所の実施設計業務実績）と理解してよろしいでしょうか。	別紙2 2（1）は、「（1） <u>（1）</u> 業務実績及び（2）近現代の歴史的建造物の改修に係る元請としての基本又は実施設計業務受注実績」と読み替えてください。（別紙2を添付のとおり差し替えます。）
33	別紙2 技術資料の内容を 確認する資料の提出に ついて	2	(2)		「以下の①及び②を提出してください。」とあります。このうち、②について記載がある「建築士法23条の6に規定する設計書等の業務に関する報告書の写し」には、業務名称が記載されていないため、証明として用いるのは難しいかと思われます。法24条の4第1項の帳簿のほか、内容を確認できる資料として、仕様書、確認済証、確認申請書（計画通知）などの書類でもよろしいでしょうか。	「建築士法23条の6に規定する設計書等の業務に関する報告書の写し」が証明として、不十分である場合は、内容を確認できる資料として、法24条の4第1項の帳簿のほか、仕様書、確認済証、確認申請書（計画通知）などを提出してください。（別紙2を添付のとおり差し替えます。）

No.	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
34	様式5 配置予定技術者の要件			管理技術者の欄に、歴史的建造物の改修に係る実績を記入する欄がありますが、こちらについて当該実績が重要文化財あるいは登録有形文化財である旨はどこに記載すればよろしいでしょうか。	重要文化財あるいは登録有形文化財である旨の記載をする必要はありません。
35	様式5 配置予定技術者の要件			管理技術者の欄に、歴史的建造物の改修に係る実績を記入する欄が1件分しかありませんが、公告兼参加説明書5頁目に記載の管理技術者（2）の＜得点配分＞においては2種類の実績にそれぞれ配点されています。したがって、実績の記入欄を追加して実績を2件記載してもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
36	設計業務委託設計書	3		科目別内訳書の直接人件費の欄に、業務の名称や数量があらかじめ記載されています。これらについて、業務内容を追加すること、また数量を変更することは可能でしょうか。	本件の予定価格は設計業務委託設計書に記載された業務及び数量に基づき積算されています。なお、契約締結後に設計変更が必要となった場合は別途協議します。

＜特記事項＞

様式4－②、様式5について、書類の提出に当たっては、差替前、後のどちらでも可としますが、差替前を使用する場合は、上記各回答のとおり読替えを行ってください。